

令和5年5月17日
中部地方整備局

安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : アイトム建設株式会社
及び住所 : 三重県四日市市南浜田町4-1
- 指名停止措置期間 : 令和5年5月17日から令和5年5月30日まで(2週間)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
本件は、アイトム建設(株)が元請として受注した「令和3年度 北勢BP道路建設工事」において、令和4年11月28日に発生した工事関係者事故である。事故当日は、翌日に据え付け作業を行う予定のプレキャストL型擁壁を搬入し仮置きする作業を行っていた。作業終了後、仮置きした擁壁底版の上にいた被災者へ、最後に仮置きした擁壁が倒れかかり、擁壁との間に挟まれて死亡した。
- 指名停止措置理由
有資格業者であるアイトム建設(株)の安全管理措置が不適切であったため、工事関係者事故が起こったことは、「工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当する。

<指名停止措置要領 別表第1>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
契約課長補佐 岡崎 友紀 電話番号 (052) 953-8138